

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 参照条文

(参照条文一覧)

○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令案 参照条文

○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 8 (略)

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。

2 5 (略)

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

○排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号) (抄)

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検定方法)

第二条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。